## 明石市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、明石市広告掲載指針第3条第2項に規定する 基準として定めるものであり、広告掲載の可否については、この 基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 兵庫県屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第2 条に定める許可を要する広告の内容及びデザインについては、当 該広告を掲出する地域の特性及び都市の美観風致に配慮するとと もに、自動車等運転者の注意力を散漫にするなど交通の安全を阻 害するものであってはならない。

(規制事業者又は業種)

- 第4条 次の各号に定める事業者の広告は、掲載しない。
  - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構 成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
  - (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
  - (3)各種法令に違反している事業者
  - (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
  - (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事 業者
  - (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業 者
  - (7)明石市入札参加者等指名停止基準(平成6年7月6日制定)

に基づく指名停止を受けている事業者

- (8) その他市長が広告を掲載することを不適切と認める事業者
- 2 次の各号に定める業種の広告は、掲載しない。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特 殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2)消費者金融
- (3) たばこ
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為 の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号) 第 2 条第 2 号 に規定するインターネット異性紹介事業
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 占い、運勢判断等
- (7) 興信所·探偵事務所等
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) その他市長が広告を掲載することを不適切と認める業種
- 3 前項に定める規制業種を含む複数の業種に携わる事業者については、規制業種に関連しない内容の広告に限り、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

## (掲載基準)

- 第5条 明石市広告掲載指針第3条第2項の規定により広告掲載しない広告は、次のとおりとする。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、 次のようなものをいう。
    - ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されて いる商品又はサービスを提供するもの
    - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを 提供するもの
    - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又 はサービスの提供に係るもの

- (2)公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがある もの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為 を推奨し、肯定し、又は美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれ のあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含む もの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の 名誉又は信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこ れらのおそれのあるもの
  - イ 人種・性別・心身の障がい等に関する差別的な表現その他 不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害する もの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権 を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するも の又はこれらのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む。)
  - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれ のあるもの(政党広告を含む。)
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをい

う。

- ア個人又は団体の意見広告
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなも のをいう。
  - ア 広告主の法人名(法人格を有しない団体の場合は代表者名) が明記されていないもの
  - イ 広告主の所在地及び固定電話の連絡先が明記されていない もの
  - ウ 代理店、副業、内職、会員の募集等で、その目的、内容又 は責任の所在が不明確なもの
  - エ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
  - オ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、 その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号) に反するもの
  - イ 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招く ような表現を含むもの
  - ウ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
  - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使 用して権威づけようとするもの
  - オ 虚偽の内容を表示するもの
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように 誤認させる表現のもの
  - ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特 定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

- ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- コ 他人名義の広告
- サ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法 に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されてい ないもの
- シ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの(国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
- ス その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現 (編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。) を含むもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 水着姿、下着姿及びその他日常生活上必要と思われる以上 に肌を露出しているもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ その他、兵庫県青少年愛護条例(昭和 38 年兵庫県条例第 17号)で規制されるもの
- (10) その他広告掲載の対象として適当でないと市長が認めるもの。 例えば、次のようなものをいう。
  - ア 品位を損なう表現のもの
  - イ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
  - ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
  - エ 投機を著しくあおる表現のもの
  - オ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

- カ 占い、運勢判断等に関するもの
- キ 通貨又は郵便切手の複写を使用するもの
- ク 謝罪、釈明等のもの
- ケ 尋ね人、養子縁組等のもの
- コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、 不安を与えるおそれのあるもの
- シ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調 和を損なうと認められるもの
- ス 国内世論が大きく分かれているもの
- セ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第6条 広告の表示内容について、法令により広告の制限を受ける 業種等については、その規定の範囲内で表示すること。

(広告媒体ごとの基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、 広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別 途基準を作成することができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に 定める。

## 附則

(施行期日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。